

第104回沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和3年6月17日（木）17:00～18:00

場 所：県庁6階第1・2特別会議室

次 第

1 開 会

2 報告事項

(1) 沖縄県内及び全国の感染状況について

3 議題

(1) 特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針変更(案)について

4 その他

5 閉 会

6月21日以降の「県対処方針」検討資料

資料 1

対策	現行の取り組み	今後の措置(案)	理由
学校への要請	休校要請	休校解除(地域の感染状況に応じて時差登校・分散登校等を検討する)	【資料2】学校における感染は、休校要請後は、小・中・高校と減少し抑制できたことから、今後は学校PCRによる感染拡大防止措置により学業との両立を図る。
	県立学校部活中止	原則中止	【資料2】特に、高校では屋内かつ接触を伴う競技でのクラスターが確認され、他校へ波及する等影響が大きいので緊急事態宣言中は、部活の原則中止を延長する。
外出等抑制	県民等へ外出自粛要請	継続(日中を含めた不要不急の外出自粛)	【資料3、4】感染経路不明者割合は、5月第2週の67.9%をピークに、特に緊急事態措置後は、62.0%、56.3%、49.3%、47.3%と減少し、市中感染の抑制効果がみられることから継続した取組が必要である。 しかし、土日休業要請は感染症専門家会議からも継続不要との意見もあることから、セール等のイベントの自粛を要請し混雑を避ける対策と飲食等につながらないように、夜間の営業時間短縮の要請を継続する。
	事業者へテレワーク等の働きかけ	継続(出勤者数7割減を目標)	
	大規模施設への休業・時短要請	営業時間短縮要請を継続(土日休業要請は解除)	
飲食店等	酒類、カラオケ設備提供店舗(酒類・カラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く)へ休業要請	継続(休業要請)	【資料5】飲食関連の感染状況は、緊急事態措置追加直後、(5/23-29)107名が確認されて以降、85名、37名と大幅に減少しており、効果が表れている。しかし、飲食の場では感染リスクが高いことから対策を継続する。
	それ以外の店舗へ時短要請	継続(営業時間短縮要請)	

6月21日以降の「県対処方針」検討資料

対策	現行の取り組み	今後の措置(案)	理由
イベント開催	無観客等を除く全てのイベントについて延期、中止を要請(24条9項)	<p>継続(無観客又はオンライン配信を除き全てのイベントは延期または中止要請) →2週間後の開催要件を(1,000人以下かつ50%以内)とする。</p> <p>参考:国基準(5,000人以下かつ50%以内)</p>	<p>感染症専門家会議から人が多数集まるイベントの後の祝勝会等での感染拡大のリスクが指摘されていること。</p> <p>また、他県で確認されているスポーツイベントやスポーツ施設でのクラスターが本県でも発生していることから、緊急事態措置期間中は人と人との接触が増加するイベントについては避ける必要があり、現行の対策を継続する。</p> <p>また、短期集中しての実施と考え、2週間後の県としてのイベント実施の規模要件を事前に示す必要がある。</p>
渡航	<p>来訪自粛(働きかけ) 往来自粛</p> <p>入域前のPCR検査、抗原検査(働きかけ)</p>	<p>継続(全都道府県からの来訪自粛・往来自粛)</p> <p>継続(事前検査の徹底の働きかけ)</p>	<p>【資料6】移入例の状況は、5月第2週に26名が確認されて以降、20名、21名、11名、1名と大幅に減少しており、緊急事態措置による来訪自粛要請の効果が出ているが、県内の厳しい感染状況であり他県への流出を防ぐとともに都心部からのデルタ株持込の警戒が必要であり対策を継続する。</p>
離島	往来自粛	<p>継続(離島への往来自粛) 追加:本島から離島へ来訪する場合は、事前検査推奨</p>	<p>【資料7】離島への往来対策を継続する。</p> <p>加えて、5月に入って小規模離島での持込例が頻発しており、特に仕事関係での持込が確認されている。</p> <p>そのため、本島から離島へ来訪する場合に事前検査の推奨を追加する。</p>

【資料2】小・中・高校生の感染状況

※確定日ベース

	01小・中学生				02高校生				総計
	週1：05/18-05/24	週2：05/25-05/31	週3：06/01-06/07	週4：06/08-06/14	週1：05/18-05/24	週2：05/25-05/31	週3：06/01-06/07	週4：06/08-06/14	
00全県	78	128	134	88	53	97	91	47	716
01家族	46	86	98	54	19	30	20	16	369
02学校	2	15	5	9	4	9	6	4	54
03部活	2	0	1	1	0	22	34	6	66
04友人・知人（学校外）	8	5	2	2	4	2	3	2	28
05調査中	20	22	28	22	26	34	28	19	199

	00小・中・高校生				総計
	週1：05/18-05/24	週2：05/25-05/31	週3：06/01-06/07	週4：06/08-06/14	
00全県	131	225	225	135	716
01家族	65	116	118	70	369
02学校	6	24	11	13	54
03部活	2	22	35	7	66
04友人・知人（学校外）	12	7	5	4	28
05調査中	46	56	56	41	199

※発生日ベース

うち学校クラスター件数	3	2	0	0	5
人数	24	11	0	0	35
うち部活クラスター件数	2	1	1	0	4
人数	42	7	18	0	67
合計件数	5	3	1	0	9
合計人数	66	18	18	0	102

○感染者数については確定日ベースで計上、クラスター発生人数については関連者の初発例発生日の週に計上

【学校クラスター】

主に同一クラス内でのクラスターであり、1件あたりの発生人数は少ない。

○内訳：中学校1件13名、高校4件22名（5名,5名,6名,6名）

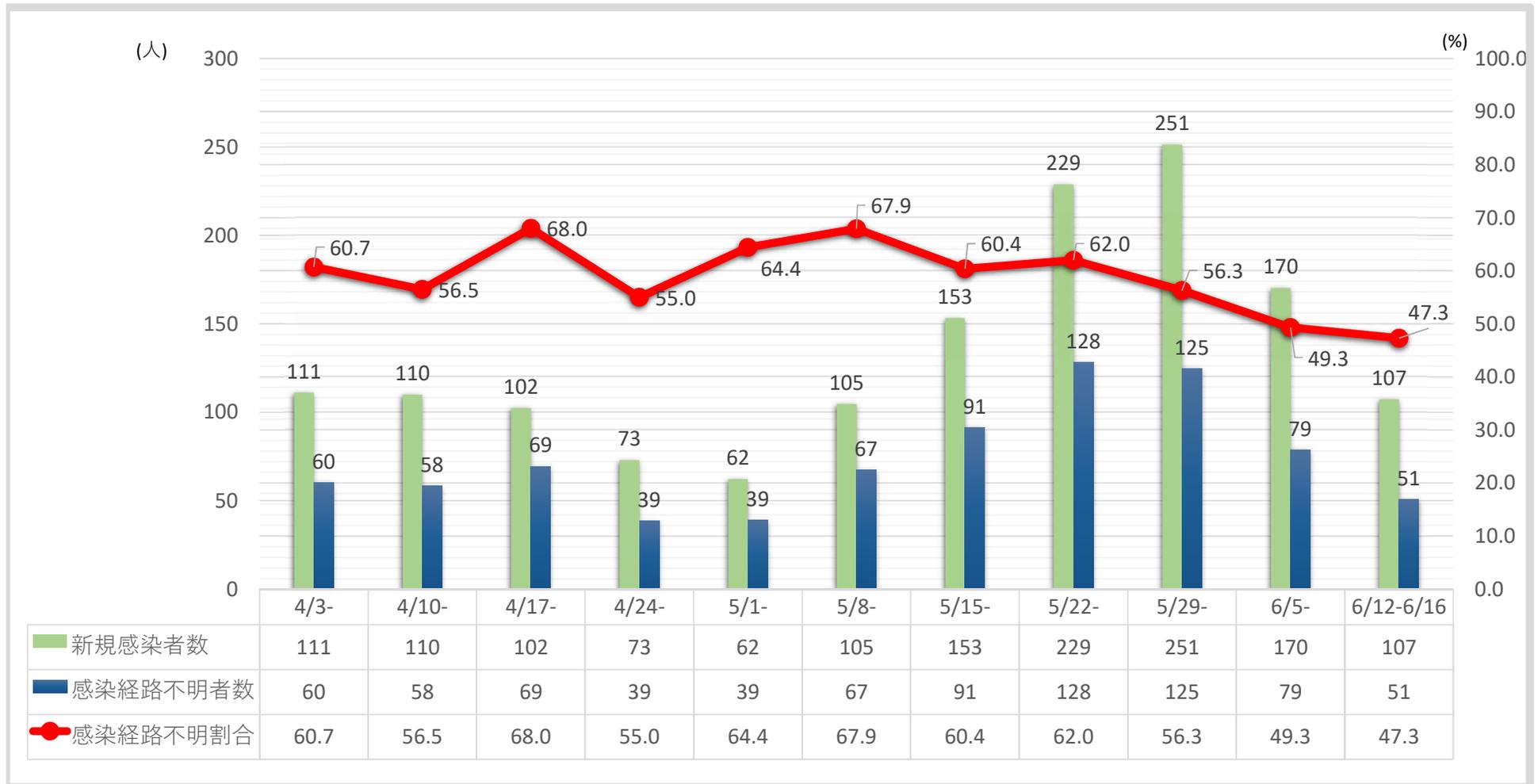
【部活クラスター】

全て高校部活でのクラスター。屋内かつ接触を伴う競技で発生しており、対戦相手への感染事例もある。1件あたりの発生人数も多い。

○内訳：高校4件67名（14名,28名,18名,7名）

※クラスター発生人数に職員や家族は含めていない。

感染経路不明者数の1週間ごとの状況



外出自粛要請の効果について
(12月第1週との比較)

【繁華街エリア：12月第1週との比較：各金・土曜日21時時点】

No.	市町村名	地域名	要請開始日	基準日 12/4-5	時短要請なし				21時までの時短要請		20時までの時短要請						休業要請等			時短要請時平均 要請期間（色付き）の 平均
					3/5-6	3/12-13	3/19-20	3/26-27	4/2-3	4/9-10	4/16-17	4/23-24	4/30-5/1	5/7-8	5/14-15	5/21-22	5/28-29	6/4-5	6/11-12	
1	名護市	みどり街周辺	4月12日	0	▲17.7	▲21.1	▲18.9	▲10.1	▲21.2	▲21.0	▲59.1	▲60.1	▲55.8	▲47.7	▲51.7	▲53.7	▲58.3	▲53.8	▲62.4	▲55.8
2	沖縄市	中の町・ゲート通り周辺	4月1日	0	▲18.3	▲21.2	▲18.8	▲21.7	▲34.6	▲38.1	▲40.3	▲39.2	▲32.2	▲36.9	▲36.8	▲38.5	▲42.8	▲39.0	▲39.8	▲38.0
3	那覇市	松山周辺	4月1日	0	▲17.3	▲15.6	▲15.0	▲22.2	▲29.7	▲27.5	▲37.8	▲42.2	▲36.3	▲39.7	▲41.6	▲44.4	▲45.8	▲41.5	▲43.1	▲39.1
4	〃	久茂地周辺	〃	0	▲19.9	▲20.9	▲2.7	▲18.8	▲40.4	▲32.0	▲52.1	▲47.0	▲42.9	▲44.2	▲53.9	▲57.2	▲63.6	▲61.5	▲57.5	▲50.2
5	〃	てんぷす那覇周辺 (桜坂・平和通り等)	〃	0	▲15.7	▲17.4	▲11.9	▲15.5	▲23.0	▲25.5	▲28.4	▲37.1	▲26.0	▲33.3	▲35.6	▲37.3	▲47.9	▲43.5	▲38.8	▲34.2
6	〃	栄町周辺	〃	0	▲10.0	▲6.1	▲13.7	▲24.0	▲27.2	▲20.6	▲37.6	▲44.8	▲42.5	▲42.6	▲42.6	▲38.1	▲47.5	▲42.4	▲49.4	▲39.6
7	浦添市	屋富祖周辺	4月1日	0	▲1.4	▲10.0	▲10.3	▲18.3	▲26.1	▲21.6	▲31.0	▲25.6	▲24.4	▲20.4	▲33.1	▲31.0	▲36.8	▲35.9	▲32.5	▲29.0
8	宜野湾市	普天間周辺	4月1日	0	1.0	9.4	▲7.4	▲16.0	▲15.4	▲16.8	▲18.2	▲16.7	▲10.3	▲11.0	▲14.8	▲25.2	▲25.8	▲21.9	▲29.4	▲18.7
9	宮古島市	西里通り・下里通り等周辺	4月12日	0	▲15.0	▲12.6	▲18.5	▲10.6	▲15.9	▲17.0	▲40.7	▲52.5	▲44.3	▲55.8	▲57.1	▲47.4	▲46.7	▲55.6	▲57.3	▲50.8
10	石垣市	美崎町周辺	4月12日	0	▲23.4	▲23.4	▲14.4	▲25.3	▲12.6	▲23.5	▲49.5	▲41.3	▲35.6	▲51.2	▲63.3	▲68.6	▲85.9	▲82.0	▲78.5	▲61.8
		10地点平均			▲13.8	▲13.9	▲13.2	▲18.3	▲24.6	▲24.4	▲39.5	▲40.7	▲35.0	▲38.3	▲43.0	▲44.1	▲50.1	▲47.7	▲48.9	▲39.7

【商業エリア：12月第1週との比較：各土・日曜日21時時点】

No.	市町村名	地域名	基準日 12/4-5	3/6-7	3/13-14	3/20-21	3/27-28	必要最小限の外出		不要不急の外出自粛					緊急事態宣言				外出自粛時平均
								4/3-4	4/10-11	4/17-18	4/24-25	5/1-2	5/8-9	5/15-16	5/22-23	5/29-30	6/5-6	6/12-13	
		県内5カ所	0	▲3.8	11.2	▲0.6	10.7	▲13.4	▲21.4	▲35.2	▲44.2	▲25.4	▲45.1	▲47.9	▲61.2	▲55.3	▲58.4	▲51.7	▲41.7

※ KDDI(KDDI Location Analyzer)のサービスに基づく資料

推定感染源が飲食関係の市町村別陽性者数について
(4月11日～6月12日(速報値))

	4/12全県時短						5/23緊急事態宣言			直近 5週間 計
	4/11-	4/18-	4/25-	5/2-	5/9-	5/16-	5/23-	5/30-	6/6-6/12	
那覇市	33	13	14	16	46	21	30	27	15	139
宜野湾市	5	2	1	2	9	5	4	6	1	25
石垣市	3	1	0	3	9	7	11	4	1	32
浦添市	2	2	1	1	2	3	10	6	1	22
名護市	3	1	2	0	1	0	0	1	3	5
糸満市	1	2	1	0	2	1	4	1	1	9
沖縄市	1	1	3	0	4	2	20	10	2	38
豊見城市	2	2	0	4	1	4	4	2	1	12
うるま市	4	1	3	0	6	2	4	4	3	19
宮古島市	17	33	17	7	3	6	11	9	2	31
南城市	1	0	0	0	1	1	3	0	1	6
北部保健所	4	4	1	0	2			0		2
中部保健所	5	2	0	0	3	6	4	10	2	25
(恩納村)	0	0	0	0	0		2	0	1	3
(宜野座村)	1	0	0	0	0		0	0	0	0
(金武町)	1	0	0	0	1		0	0	0	1
(読谷村)	0	0	0	0	0	2	0	0	1	3
(嘉手納町)	0	0	0	0	0		0	1	0	1
(北谷町)	1	1	0	0	2	4	0	6	0	12
(北中城村)	1	0	0	0	0		2	3	0	5
(中城村)	1	1	0	0	0		0	0	0	0
南部保健所	10	10	9	3	5	6	2	4	4	21
(西原町)	2	1	1	0	1	2	1	0	2	6
(与那原町)	3	5	7	1	1		0	1	0	2
(南風原町)	2	4	1	1	2	3	0	2	2	9
(渡嘉敷村)						1	0	0	0	1
(八重瀬町)	3	0	0	1	0		1	1	0	2
他県	1	1	0	0	1	0	0	1	0	2
合計	92	75	52	36	95	64	107	85	37	388

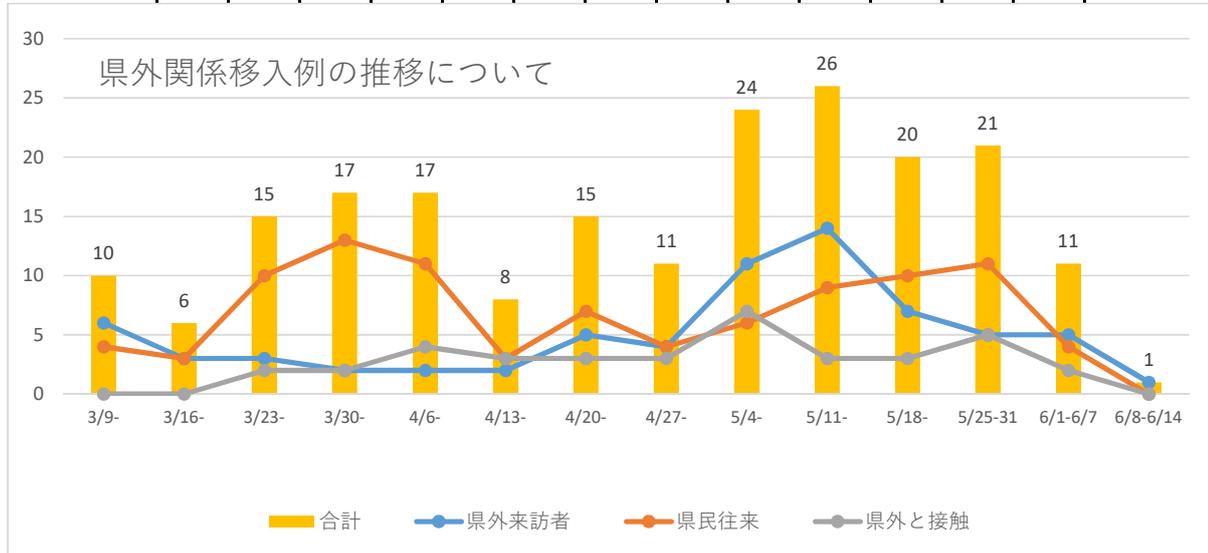
割合	4/11-	4/18-	4/25-	5/2-	5/9-	5/16-	5/23-	5/30-	6/6-6/12	直近 5週間 計
那覇市	36%	17%	27%	44%	48%	33%	28%	32%	41%	36%
宜野湾市	5%	3%	2%	6%	9%	8%	4%	7%	3%	6%
石垣市	3%	1%	0%	8%	9%	11%	10%	5%	3%	8%
浦添市	2%	3%	2%	3%	2%	5%	9%	7%	3%	6%
名護市	3%	1%	4%	0%	1%	0%	0%	1%	8%	1%
糸満市	1%	3%	2%	0%	2%	2%	4%	1%	3%	2%
沖縄市	1%	1%	6%	0%	4%	3%	19%	12%	5%	10%
豊見城市	2%	3%	0%	11%	1%	6%	4%	2%	3%	3%
うるま市	4%	1%	6%	0%	6%	3%	4%	5%	8%	5%
宮古島市	18%	44%	33%	19%	3%	9%	10%	11%	5%	8%
南城市	1%	0%	0%	0%	1%	2%	3%	0%	3%	2%
北部保健所	4%	5%	2%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	1%
中部保健所	5%	3%	0%	0%	3%	9%	4%	12%	5%	6%
南部保健所	11%	0%	0%	8%	0%	9%	2%	5%	11%	5%
他県	1%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	1%	0%	1%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※飲食関係の従業員も含めている。

※クラスター発生箇所等店舗箇所が分かる場合は該当市町村に計上

移入例の陽性者数の速報値について

1週間毎	3/9-	3/16-	3/23-	3/30-	4/6-	4/13-	4/20-	4/27-	5/4-	5/11-	5/18-	5/25-31	6/1-6/7	6/8-6/14	総合計
県外来訪者	6	3	3	2	2	2	5	4	11	14	7	5	5	1	150
県民往来	4	3	10	13	11	3	7	4	6	9	10	11	4	0	169
県外と接触	0	0	2	2	4	3	3	3	7	3	3	5	2	0	145
合計	10	6	15	17	17	8	15	11	24	26	20	21	11	1	464
全体に占める割合	5%	2%	3%	3%	3%	1%	2%	2%	4%	3%	1%	1%	1%	0%	3%
全体の発症者数	191	299	525	676	676	790	612	452	542	817	1361	1830	1497	737	15,020
内1都3県	6	2	5	5	5	0	3	6	10	6	5	8	4	1	202
移入例に占める割合	60%	33%	33%	29%	29%	0%	20%	55%	42%	23%	25%	38%	36%	100%	44%



- ※4月以降は、首都圏より関西圏（大阪・兵庫）関連の感染が増加している。
- ※4月後半から他県での感染拡大に伴い、関西圏への出張に関連した感染が増加している。
- ※5月連休以降は、首都圏・関西圏・北海道との県民往来による感染が増加している。
- ※5月緊急事態措置地域追加後は、減少傾向が見られる。

【参考：首都圏等の10万人当たりの新規陽性者数】

1週間毎	3/9-	3/16-	3/23-	3/30-	4/6-	4/13-	4/20-	4/27-	5/4-	5/11-	5/18-	5/23-	5/30-	6/6-	
東京都	14.4	15.2	17.9	19.6	23.9	30.1	36.6	43.8	39.0	39.3	32.6	28.6	22.1	19.6	
大阪府	7.5	9.8	21.9	43.8	64.3	87.9	88.4	89.3	66.5	56.1	37.5	22.3	14.7	11.0	
沖縄県	12.6	17.6	35.4	45.0	54.8	55.3	44.0	34.5	30.8	54.7	78.4	116.9	115.5	74.6	
全国平均	6.4	7.2	10.0	13.5	17.1	22.8	26.8	29.9	29.6	33.2	28.6	21.1	14.6	10.6	
県外来訪者うち 県内住所	0	0	1	1	1	0	3	1	0	5	1	2	3	0	31

各市町村別モニタリング(1週間単位)

6月15日集計

市町村名	人口	5/11-5/17	5/18-5/24	5/25-5/31	6/1-6/7	6/8-6/14	週割合	直近1週間10万人あたり新規	
那覇市	322,624	290	454	509	388	210	23%	65.09	北部町村
宜野湾市	98,689	55	111	153	113	71	8%	71.94	13
石垣市	49,562	65	90	105	64	34	4%	68.60	中部町村
浦添市	114,531	60	103	198	152	76	8%	66.36	54
名護市	63,161	29	25	51	45	34	4%	53.83	南部町村
糸満市	61,811	27	38	49	30	27	3%	43.68	45
沖縄市	142,217	50	146	236	200	147	16%	103.36	宮古町村
豊見城市	64,436	32	59	67	65	33	4%	51.21	0
うるま市	123,976	43	93	118	119	116	13%	93.57	八重山町村
宮古島市	54,625	19	58	67	59	24	3%	43.94	0
南城市	43,945	24	25	23	24	18	2%	40.96	
国頭村	4,746	0	0	0	0	0	0%	0.00	
大宜味村	3,089	2	0	0	0	0	0%	0.00	
東村	1,805	0	0	0	0	0	0%	0.00	
今帰仁村	9,411	0	1	0	0	4	0%	42.50	
本部町	13,234	4	0	3	1	9	1%	68.01	
恩納村	11,038	5	1	8	5	3	0%	27.18	
宜野座村	6,071	0	0	5	1	1	0%	16.47	
金武町	11,573	9	2	4	5	0	0%	0.00	
伊江村	4,593	0	0	0	0	0	0%	0.00	
読谷村	41,446	14	16	23	25	15	2%	36.19	
嘉手納町	13,681	3	7	12	10	3	0%	21.93	
北谷町	29,097	16	28	31	46	14	2%	48.11	
北中城村	17,345	3	5	21	26	7	1%	40.36	
中城村	21,284	5	17	13	13	11	1%	51.68	
西原町	35,322	12	16	49	23	12	1%	33.97	
与那原町	19,810	8	6	15	19	3	0%	15.14	
南風原町	39,348	14	26	35	39	14	2%	35.58	
渡嘉敷村	725	0	1	0	0	0	0%	0.00	
座間味村	942	2	0	0	0	1	0%	106.16	
粟国村	701	0	0	0	0	0	0%	0.00	
渡名喜村	378	0	0	0	0	0	0%	0.00	
南大東村	1,248	0	1	0	0	0	0%	0.00	
北大東村	591	1	0	0	0	0	0%	0.00	
伊平屋村	1,251	0	0	0	0	0	0%	0.00	
伊是名村	1,430	0	0	0	1	0	0%	0.00	
久米島町	7,873	2	2	1	0	4	0%	50.81	
八重瀬町	31,338	11	15	27	17	11	1%	35.10	
多良間村	1,172	0	0	0	0	0	0%	0.00	
竹富町	4,343	3	4	0	0	0	0%	0.00	
与那国町	1,716	0	0	5	0	0	0%	0.00	
他県		9	7	2	1	1	0%		
確認中		0	0	1	3	0	0%		
計	1,476,178	817	1,357	1,831	1,494	903	100%	61.17	
那覇	322,624	290	454	509	388	210	23%	65.09	那覇
南部	422,999	193	292	464	369	199	22%	47.05	南部
中部	516,417	203	426	624	563	388	43%	75.13	中部
北部	102,720	35	26	54	47	47	5%	45.76	北部
宮古	55,797	19	58	67	59	24	3%	43.01	宮古
八重山	55,621	68	94	110	64	34	4%	61.13	八重山

※陽性者数は確定日ベース

資料8

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策：警戒レベル判断指標等の状況【令和3年6月17日時点】

判断指標		6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	第1段階 発生早期	第2段階 流行警戒期	第3段階 感染流行期	第4段階 感染まん延期
県内の 医療体制	① 療養者数（入院中・宿泊療養中・自宅療養中・入院等調整中）	2,754	2,744	2,756	2,730	2,569	2,497	2,481	2,424	2,287	2,266	2,226	2,070	1,974	1,998	1,826	23人以下	54人以下	329人以下	329人超
	② 【確保済】病床占有率（入院中/確保済病床数）	99.5	97.4	96.1	97.9	92.3	88.7	95.1	87.8	89.9	95.8	97.4	94.4	89.0	84.5	73.1	30%以下	45%以下	70%以下	70%超
	③ 【確保済】重症者用病床占有率（重症者(国基準)/確保済重症者用病床数）	62.2	56.7	58.1	62.5	62.5	62.9	55.9	52.8	47.1	57.6	51.4	54.3	57.6	46.9	50.0	10%以下	30%以下	60%以下	60%超
県内の 感染状況	④ 新規感染者数（直近1週間合計）	1,825	1,759	1,685	1,597	1,559	1,495	1,372	1,294	1,192	1,088	1,009	959	907	848	779	14人以下	37人以下	211人以下	211人超
	⑤ 感染経路不明な症例の割合（直近1週間平均）	50.1	49.6	46.8	44.3	43.5	44.0	45.0	44.9	45.9	45.5	46.7	47.2	46.4	46.7	48.1	30%以下	50%以下	70%以下	70%超
	⑥ 新規PCR検査の陽性率（直近1週間平均）	9.8	8.9	8.8	8.2	8.1	8.7	8.7	7.9	7.4	7.1	7.5	7.5	7.0	6.6		1%以下	3%以下	7%以下	7%超
	⑦ 入院1週間以内の重症化率（直近1週間平均）	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	10%以下	15%以下	20%以下	20%超
参考指標	① 【確保済】重症者用病床占有率（重症者(国基準)/確保済重症者用病床数）	80.6	81.7	81.0	82.2	82.2	81.6	77.9	78.9	76.6	77.2	76.0	75.5	79.8	73.9	74.5	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ
国指標 (病床率 関係)	① 病床占有率（入院中/確保病床数）	112.0	110.1	109.2	112.0	108.0	106.5	113.2	96.7	97.8	102.7	105.3	102.2	95.2	88.9	77.0	未設定	未設定	20%以上	50%以上
	② 重症者用病床占有率（重症者(国基準)/重症者用確保病床数）	133.8	136.9	130.8	135.4	127.7	123.1	113.8	132.3	130.8	120.0	121.5	113.8	115.4	104.6	107.7	未設定	未設定	20%以上	50%以上
	新 入院率(入院中/療養者数)	23.8	23.5	23.2	24.0	24.6	24.9	26.7	25.5	27.4	29.0	30.3	31.6	30.9	28.5	27.0	未設定	未設定	40%以下	25%以下
関係数値	項目名	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17				
	① 【確保済】医療機関病床数	658	661	665	669	685	702	696	705	696	686	692	693	684	673	674				
	② うち【確保済】(国基準)重症者用病床数	37	30	31	32	32	35	34	36	34	33	35	35	33	32	28				
	③ うち【確保済】(国基準)重症者用病床数	108	109	105	107	101	98	95	109	111	101	104	98	94	92	94				
	④ 即応病床(計画)数	536	536	536	536	541	541	541	541	541	541	541	541	541	541	541				
	⑤ うち重症者用即応病床(計画)数	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63				
	⑥ 確保病床数	585	585	585	585	585	585	585	640	640	640	640	640	640	640	640				
	⑦ うち重症者用確保病床数	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65				
	⑧ 宿泊施設病床数	413	413	413	413	413	413	413	413	413	413	413	503	503	503	503				
	⑨ 新規感染者数	244	247	261	183	104	159	174	166	145	157	104	54	107	115	97				
	⑩ 感染経路不明者数	108	112	122	68	37	91	79	72	78	70	44	19	59	54	51				
療養者数	⑪ 入院中	655	644	639	655	632	623	662	619	626	657	674	654	609	569	493				
	うち(国基準)重症者数	23	17	18	20	20	22	19	19	16	19	18	19	19	15	14				
	うち(国基準)中等症者数	396	401	413	421	412	388	395	407	410	407	420	400	383	370	356				
	うち(国基準)重症者数	87	89	85	88	83	80	74	86	85	78	79	74	75	68	70				
	うち(国基準)中等症者数	332	329	346	353	349	330	340	340	341	348	359	345	327	317	300				
	⑫ 入院等調整中	656	611	629	566	542	506	503	494	445	446	411	384	388	478	439				
	⑬ 宿泊施設療養中	203	198	189	177	161	169	170	177	175	154	149	138	128	126	137				
	⑭ 自宅療養中	1240	1291	1299	1332	1234	1199	1146	1134	1041	1009	992	894	849	825	757				
	⑮ 療養者数 合計(⑪+⑫+⑬+⑭)	2754	2744	2756	2730	2569	2497	2481	2424	2287	2266	2226	2070	1974	1998	1826				

国と沖縄県の感染警戒レベル判断指標の比較

国は 8 月 7 日 付け 事務 連絡 「 今後の 感染 状況 の 変化 に 対応 した 対策 の 実施 に 関する 指標 及び 目安 について 」 で、 指標 及び 目安 を 提示 したが、 これら の 指標 は あくまで 目安 であり、 一つ ひとつ の 指標 を もって 機械 的に 判断 する ので はなく、 総合 的に 判断 して、 感染 状況 に 応じて 積極 的かつ 機動的 に 対策 を 講じる こと と されて いる。

沖縄県判断指標				国判断指標				備考	
1	療養者数	1826 人	第 4 段階	1	療養者数	125.33 人	ステージⅣ相当	○ステージⅢ 20人(292人)以上 ○ステージⅣ 30人(438人)以上	
2	現時点:病床占有率	①実際に確保済みの病床数	第 4 段階	2	病床占有率	②確保病床数	ステージⅣ相当	○各項目の定義 ①実際に確保済みの病床:各医療機関に確認し、本日時点の病床確保数 ②確保病床数:空床にしておく、あるいはすぐさまその病床で療養している患者を転床させる等により、コロナ患者の発生・受入れ要請があれば、即時患者受入れを行うことについて医療機関と調整している病床数 ○ステージⅢ ②確保病床使用率1/5以上 ○ステージⅣ ②確保病床使用率1/2以上	
		73.1%				77.0%			
		493 / 674				493 / 640			
3	現時点:重症者用病床占有率	①実際に確保済みの病床数	第 3 段階	3	重症者用病床占有率	②確保病床数	ステージⅣ相当		
		50.0%				107.7%			
		14 / 28				70 / 65			
4	新規感染者数	779 人	第 4 段階	4	新規感染者数	53.47 人	ステージⅣ相当	○ステージⅢ 15人(219人)以上 ○ステージⅣ 25人(365人)以上	
5	感染経路不明な症例の割合	48.1 %	第 2 段階	5	感染経路不明割合	48.1 %	ステージⅠ or Ⅱ相当	○ステージⅢ・Ⅳ 50%以上	
6	新規PCR検査の陽性率	6.6 %	第 3 段階	6	PCR陽性率	6.6 %	ステージⅢ相当	○ステージⅢ 5%以上 ○ステージⅣ 10%以上	
7	入院 1 週間以内の重症化率	0.8 %	第 1 段階	7	入院率	27.0%	ステージⅢ相当	○ステージⅢ 40%以下 ○ステージⅣ 25%以下	
※ステージⅠ又はステージⅡに相当する数値は示されていない				参考	直近 1 週間と先週との比較	今週	先週	ステージⅠ or Ⅱ相当	○ステージⅢ・Ⅳ 先週より増加
						779 人	1294 人		

令和3年5月21日決定 令和3年6月3日変更
令和3年6月7日変更 令和3年6月17日変更

特措法に基づく緊急事態措置に係る 沖縄県対処方針

実施内容

国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第45条及び同法第24条により、県民・事業者等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

区 域

沖縄県全域

期 間

令和3年5月23日（日）～7月11日（日）

※6月17日政府が緊急事態措置の延長を決定し、それを受け同日沖縄県対処方針を変更する。

【県民及び県内に滞在している皆様への要請】

法第24条第9項：協力要請

法第45条第1項：緊急事態措置としての要請

外出自粛要請＜外出及び接触機会を徹底的に削減しましょう＞

◆日中も含めた不要不急※の外出や移動を自粛すること。特に20時以降の外出を控えること
(法第45条第1項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。

◆必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動すること
買い物は代表1人で行くなど混雑を作らない取組もお願いします(法第45条第1項)

◆都道府県間の移動・往来は自粛すること(法第45条第1項等)

オンライン会議の活用等により出張は控える。やむを得ず往来する場合は、必ず事前(3日前程度)にPCR検査を受検し、現地での会食を避け、帰沖後速やかにPCR検査を受検し1週間は、家族以外の方との会食は控えること

◆離島との往来は、自粛すること(法第45条第1項等)

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤並びにワクチン接種等これに準じるものを除き、離島との往来を控えてください。また、やむを得ず離島へ来訪する場合は、事前にPCR検査又は抗原検査を受検し陰性の確認をお願いします。

◆模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること(法第24条第9項)

飲食関係による感染を多数確認しております。また、屋外のバーベキューでの感染事例も確認していますので、この期間は飲食につながるイベントの自粛をお願いします。

※県内滞在者は、法第24条第9項に基づき、県民と同様の協力を要請します。

要請内容

【県民及び県内に滞在している皆様への要請】

法第24条第9項：協力要請
法第45条第1項：緊急事態措置としての要請

要請内容

飲食での要請

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること（法第45条第1項）

なお、期間内は時間を問わず酒類提供しないよう要請しているので店舗へ酒類提供を求めず、酒類の店内持込も行わないこと

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えること（法第45条第1項）

◆会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を**厳に避ける**こと（法第24条第9項）

（感染対策未実施例：店員がマスク未着用、手指消毒用の設備が無い、換気が悪い、席の間隔が狭い、アクリル板の設置が無い、入店時の検温・マスク着用の呼びかけが無い）

◆飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること（法第24条第9項）

検温、マスク着用、手指消毒、間隔をあけた配席等店舗が求める感染予防対策にご協力ください

沖縄県医療非常事態宣言（法第24条第9項）

●不要不急な救急受診は控えること

体調不良時は、日中のクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンターを利用
<沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター：098-866-2129>

●毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を止めること

※県内滞在者は、法第24条第9項に基づき、県民と同様の協力を要請します。

【来訪者（沖縄への来訪を検討している）の皆様へ】

期 間

令和3年5月23日（日）～7月11日（日）

協力内容

来訪自粛

◆**県外からの来訪（帰省を含む）について、緊急事態措置期間は自粛してください**

やむなく来訪する場合は、本県入域前（3日前程度から直前まで）に確実にPCR検査又は抗原検査による陰性判定を受けてください。なお、来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港到着時にPCR検査を受検できる体制を整備しておりますので、受検ください。

また、来訪後、県民の方との会食等の接触は控えてください。

※県内においては、県内滞在者として法第24条第9項による要請の対象です。
日中を含めて不要不急の外出自粛、特に20時以降の外出はお控えください。

【飲食店等への要請】

法第24条第9項：協力要請 法第45条第2項：緊急事態措置としての要請

期 間

令和3年5月23日（日）～7月11日（日）

対象施設

〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
〔遊興施設・結婚式場等〕 バー、カラオケボックス・結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店

要請・協力
依頼内容

【酒類又はカラオケ設備を提供（利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む）する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く）及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店】

◆休業要請（酒類・カラオケ設備の提供停止）（法第45条第2項）

【上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く）】

◆営業時間短縮要請 5時から20時まで（酒類・カラオケ設備の提供停止）（法第45条第2項）

◆次の感染防止対策を実施する（法第45条第2項）

- ・従業員への検査推奨
- ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（退場も含む）
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は1 m以上の距離の確保

◆業種別ガイドラインを遵守する（法第24条第9項）

◆県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力（法第24条第9項）

◆結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。（法第45条第2項）また、できるだけ1.5時間以内で、少人数（50人または50%のいずれか小さい方）で開催すること（働きかけ）

※宿泊客等特定客のみの飲食店（ホテルのラウンジ等）は、6/7から要請の対象です。（法第45条第2項）。

※6月21日から協力に応じる店舗についても、協力金の支給対象となります（6/21～7/11の全期間協力に応じた場合に支給）（法第45条第2項）

【イベントの開催についての要請・働きかけ】

法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～7月11日（日）

※6月18日から20日までは周知期間とし、6月21日から適用する。周知期間終了までに販売が開始されたチケットは上限1,000人以下を満たす場合はキャンセル不要とする。なお、全国的なプロスポーツや国際的な大会については、徹底した感染対策を行っている場合に限り、国対処方針の規模要件で認める場合がある。

※上記周知期間後は、チケットの新規販売を停止すること。

要請内容

◆規模や場所に関わらず全てのイベントは、延期又は中止を要請する※（無観客又はオンライン配信の場合は除く）（法第24条第9項）

※各種試験、採用活動、戦没者の慰霊等オンライン配信等が困難かつ業務上必要なものの為延期がどうしても難しいイベントについては除く。

イベント実施時の留意事項

- ◆酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ）
- ◆営業時間は21時まで（無観客で開催される催物を除く）（法第24条第9項）
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する（法第24条第9項）
- ◆催物前後の3密および飲食を回避する方策の徹底（法第24条第9項）
- ◆国の接触確認アプリ（COCOA）・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート（RICCA）の導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する（法第24条第9項）
- ◆イベント終了後打上等を控えるよう呼びかけること（働きかけ）

【事業者・経済界への要請・働きかけ】

法第24条第9項：協力要請

期間

令和3年5月23日（日）～7月11日（日）

要請内容

- 会議、説明会、営業活動等の回数や人数を7割減（回数・参加人数）
- ◆職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す（働きかけ）
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する（働きかけ）
- ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する（働きかけ）
- ◆職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止対策を行う事（法第24条第9項）
 - ・従業員の体調管理の徹底（出勤時の検温等）し、体調不良職員を休ませること
 - ・休憩場所や食事場所など、感染リスクが高い場所を再点検する
 - ・社員寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること
 - ・事業所の換気を励行すること
- ◆自社の従業員に対し、休業要請・営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう求める（法第24条第9項）
- ◆会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を延期・オンライン・規模縮小・分散開催すること（法第24条第9項）
- ◆自社の従業員に対し、懇親会、模合、ビーチパーティー等を控えるよう求めること（法第24条第9項）
- ◆屋外照明（防犯対策上、必要な物等を除く）を夜8時以降夜間消灯すること（働きかけ）

※実施状況を積極的に公表してください

【交通事業者への要請・働きかけ】

要請・協力依頼内容

- ◆主要ターミナルにおける検温を実施すること（働きかけ）
- ◆航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者において、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守するよう要請すること（法第24条第9項）

【各市町村と連携した取組を実施】

依頼内容

- ◆防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発、自治会等への協力の呼びかけ
- ◆飲食店等への巡回（感染防止対策の呼びかけ、休業要請・営業時間短縮要請の徹底を強力に呼びかけ）
- ◆各種施設、公園等の管理者としての取組（路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む）
- ◆発熱時の医療受診方法の周知（不要不急の救急受診抑制、
沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター098-866-2129）
- ◆保育所等
引き続き保育の提供を継続するとともに、感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育の協力依頼、又は臨時休園等の対応を検討するよう依頼する。

【学校等への要請】

法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～7月11日（日）

要請内容

- ◆ 県立学校は21日から再開する。学校再開に際しては、地域の感染状況を踏まえ、時差登校・分散登校等を検討する。
また、小中学校については、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて、市町村教育委員会に判断するよう依頼する。
- ◆ 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する
- ◆ 学校行事（運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等）を延期、縮小する
- ◆ 幼児児童生徒に対し、通学以外の不要不急の外出自粛を徹底し、発熱等の風邪症状がある場合には登校しないよう指導する。
- ◆ 学級閉鎖等が生じた場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う
- ◆ 学校の部活動は原則中止する。
ただし、九州・全国大会に係る大会等に出場する場合に限り、時間・人数を制限して認める場合がある。なお、屋内かつ接触を伴う競技についてはより厳格に取り扱う。
- ◆ 「学校PCR支援チーム」により、迅速なPCR検査実施のため必要な支援を行う。
- ◆ 大学、専門学校等では原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する
- ◆ 大学は学生に対し、以下の行動を自粛するよう徹底し感染リスクが高い行動を控えること
 - ・休業要請・営業時間短縮を要請した飲食店等への出入り
 - ・大人数での行動や、バーベキューや友人宅等での飲酒

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①営業時間の短縮を要請する施設】 法第24条第9項：協力要請

期 間 令和3年5月23日（日）～**7月11日(日)**（※ただし、6/5(土)以降の土日の休業要請は6/20(日)までとする）

要請・協力依頼内容	対象施設 (特措法施行令第11条)	内訳	要請・協力依頼内容
	劇場等（第4号）	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 入場者の整理誘導等を徹底する（法第24条第9項） ■ 整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する（働きかけ） ■ 酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ） ■ 映画上映は21時までの時短（1,000㎡超は法第24条第9項） ■ イベント開催以外の場合は20時までの時短（1,000㎡超は法第24条第9項） ■ 結婚式を行う場合は、飲食店と同様の要請に従うこと（法第45条第2項） できるだけ短時間（1.5時間以内）で、少人数（50人または収容定員50%いずれか小さい方）で開催すること（働きかけ）
	集会場又は公会堂（第5号）	集会場、公会堂	
	展示場（第6号）	展示場、貸し会議室、文化会館、多目的ホール	
	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）（第8号）	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	

※沖縄県の要請に応じた大規模施設（建築物の床面積が1,000㎡超え）等に対する協力金の支給対象については、県ホームページ（大規模施設等に対する協力金）でご確認ください（対象外の施設あり）。

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②営業時間の短縮を要請する施設】 法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～**7月11日（日）**（※ただし、**6/5（土）以降の土日の休業要請は6/20（日）までとする**）

要請・協力依頼内容

対象施設（特措法施行令第11条）

内訳

要請内容

商業施設
（生活必需物資を除く）（第7号）

大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店（食品、衣料品、医薬品、雑貨、燃料等生活必需物資を除く）

■（床面積1,000㎡超の施設）営業時間を5時から20時までの時短（法第24条第9項）

■（床面積1,000㎡以下の施設）営業時間を5時から20時までの時短（働きかけ）

運動・遊戯施設（第9号）

体育館、スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター等（屋内施設）

■入場者の整理誘導等を徹底する（法第24条第9項）

博物館、美術館等（第10号）

博物館、美術館等（図書館を除く）

■セール等の集客イベントの延期又は中止（法第24条第9項）

遊興施設（第11号）

性風俗店、デリヘル、個室ビデオ店、ライブハウス、場外馬（車・船）券場

■整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する（働きかけ）

サービス業（生活必需サービスを除く）（第12号）

スーパー銭湯、エステサロン、写真屋など（理美容、クリーニング屋、不動産屋など生活必需サービスを除く）

■酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ）

■イベント開催の場合は21時までの時短（法第24条第9項）

■フードコートでは、席と席の間隔を1m以上あけるか
アクリル板等を設置すること（法第24条第9項）

■ゲームセンターやスポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の検温や定期的な消毒を行うこと（法第24条第9項）

※沖縄県の要請に応じた大規模施設（建築物の床面積が1,000㎡超え）等に対する協力金の支給対象については、県ホームページ（大規模施設等に対する協力金）をご確認ください（対象外の施設あり）

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～7月11日（日）

要請・
協力依頼
内容

対象施設（特措法施行令第11条）

要請・協力依頼

保育所、介護老人保健施設等の社会福祉施設
（第2号）

- ・感染リスクの高い活動等の制限（働きかけ）
- ・適切な感染防止対策の協力を要請（法第24条第9項）

葬祭場（第5号）

- ・酒類提供（利用者による酒類の持ち込みを含む）の停止（働きかけ）

図書館（第10号）

- ・入場者の整理誘導等を徹底する
（法第24条第9項）

ネットカフェ・漫画喫茶※、銭湯、理容室、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など（第12号）
※ネットカフェ・漫画喫茶のうち夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当の場合

- ・入場者の整理誘導等を徹底する（法第24条第9項）
- ・店舗での飲酒につながる酒類提供停止（利用者による酒類の持込を含む）及びカラオケ設備の使用自粛（働きかけ）

自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室
など（第13号）

- ・オンライン活用等の働きかけ（働きかけ）

公共施設

■県立施設は、原則休館とする。市町村にも同様の取扱を働きかける。

重点検査の拡充

1. 高齢者施設の従事者に対する検査

感染拡大地域における検査の頻回実施(2週に1回程度)、抗原定性検査の導入

2. 歓楽街における集中検査の延長・拡大

飲食店従業員向けの集中検査を延長実施、歓楽街での拡大に応じて集中検査を拡大

3. モニタリング調査の促進

対象者を拡大し、幅広く検査を実施、保育所・幼稚園等職員の定期検査の実施

4. 県独自の検査事業の推進・強化

希望者PCR検査、エッセンシャルワーカー定期検査の推進(障害者施設職員の追加)、
那覇空港PCR検査、本土直行便のある離島空港PCR検査の**実施**

5. 変異株検査の拡充

衛生環境研究所での検査体制の拡充、民間検査機関との連携による拡充、**デルタ株**(インド株)検査の**実施**

6. 学校PCR支援チームの設置

学校関係者に感染者が発生した場合、クラス単位等の接触者を対象とした迅速なPCR検査の**実施**

新型コロナウイルスワクチン接種の促進

ワクチン接種加速化計画(仮称)を策定し下記のような取り組みを進めていく

1. 新型コロナウイルスワクチン広域接種センターの設置

市町村の高齢者向けワクチン接種を補完

県による広域ワクチン接種センターの設置(沖縄コンベンションセンター、県立武道館等)

2. エssenシャルワーカーに対する接種の推進

警察官、消防士、保育士、幼稚園・小中高校の教諭等のエssenシャルワーカーに対する接種を県の広域接種センターや、市町村の集団接種会場で優先枠を設けるなど、接種を推進

3. 市町村への支援

接種の遅れている市町村等に対し、専属の市町村支援チームによる支援の実施

ワクチン接種副反応対応コールセンターの設置

離島市町村への派遣医療従事者の調整支援

4. 職域接種の推進

各業界団体等と連携し、県内の職域接種を推進

医療提供体制の整備



1. 入院病床の確保

重点医療機関等(23病院→25病院)を増設

重点医療機関等に要請し病床536床→686床を確保

病床確保のため、コロナ回復者の受入促進を図る協力金を創設

入院待機ステーションを開設(24時間体制)一般の救急搬送への影響を最小限に抑える

2. 軽症者向け宿泊療養施設の確保

那覇市内に3ヶ所(計410室)、北部地区(30室)、宮古地域(73室)、八重山

地域(50室)の計563室を確保

3. 自宅療養者へのフォローアップ体制

県コロナ本部内に「自宅療養健康管理センター」を設置し、看護師などによる健康観察や相談、配食支援、医療資器材の貸与を実施

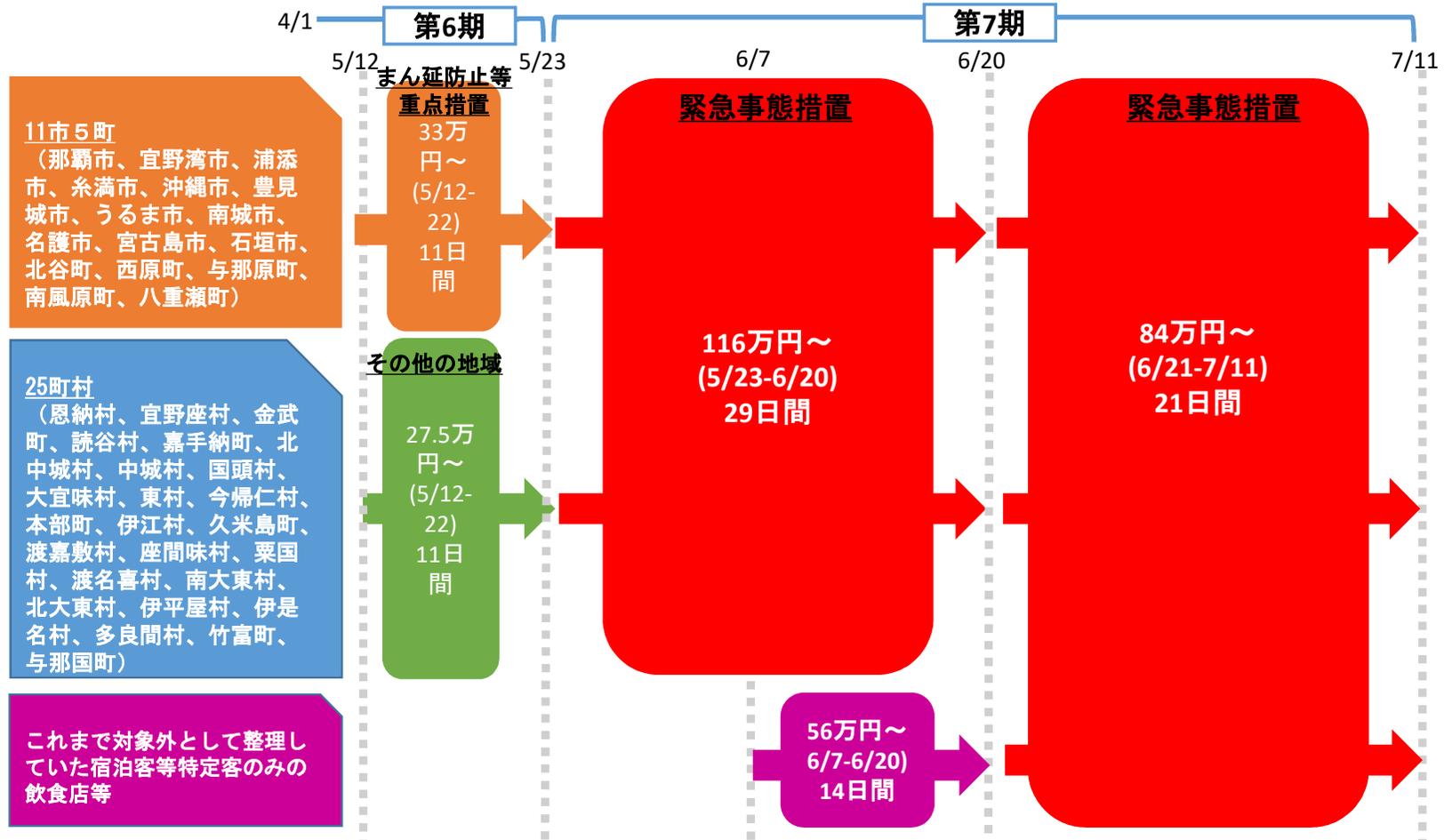
4. 看護師・保健師を募集中(看護協会ナースセンター:098-888-3127(3128))

うちなーんちゅ応援プロジェクト 感染拡大防止対策協力金について

- ・ 協力金の支給状況については、県ホームページにて随時公表しております。
- ・ 協力金支給されるまでの間のつなぎ資金については、各金融機関で相談を受け付けております。
- ・ 引き続き、協力金の早期支給に向け、取り組んでまいります。

【算定方法「特措法に基づく緊急事態措置」】

- ・ 中小企業（売上高方式）：売上高に応じて4～10万円/日
- ・ 大企業（売上高減少方式）：売上げ減少額の4割、上限20万円/日（中小企業も選択可）



大規模施設等に対する協力金（時短営業要請等）

5/14 5/14~5/22 (9日間) 5/23

まん延防止等重点措置区域

(16市町)

那覇市、宜野湾市、浦添市、
名護市、糸満市、沖縄市、
豊見城市、うるま市、南城市、
北谷町、西原町、与那原町、
南風原町、八重瀬町、
石垣市、宮古島市

5/23 ~ 7/11 (50日間)

緊急事態措置区域

7/11

県内全域 (41市町村)

5/14~6/4 時短要請

6/5~6/20 平日時短・土日休業要請

6/21~7/11 時短要請

大規模施設 200,000円 / 1,000㎡

テナント管理把握 2,000円 / 1テナント

1テナント 20,000円 / 100㎡

1日あたりの協力金

(休業要請の場合) 大規模施設 面積1,000㎡毎に20万円

(時短要請の場合) 大規模施設 面積1,000㎡毎に20万円 × (短縮した時間 / 本来の営業時間)

緊急事態宣言下（警戒レベル第4段階）の具体的実施内容
（沖縄県対処方針）

Ⅲ 学校・社会福祉施設・各関係施設等

（令和3年6月17日更新）

項目	実施内容
1. 公立学校	
(1) 県立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6月21日(月)から再開する。学校再開に際しては、地域の感染状況を踏まえ、時差登校・分散登校を検討する。 ○ 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する ○ 学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を延期、縮小する ○ 幼児児童生徒に対し、不要不急の外出自粛を徹底し、発熱等の風邪症状がある場合には登校しないよう指導する。 ○ 学級閉鎖等が生じた場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う。 ○ 部活動は原則中止する。ただし、九州・全国大会に係る大会等に出場する場合に限り、時間・人数を制限して認める場合がある。なお、屋内かつ接触を伴う競技についてはより厳格に取り扱う。
(2) 市町村立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学校については、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて、市町村教育委員会に判断するよう依頼する。 ○ 学級閉鎖等が生じた場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う。
2. 県内大学	
(1) 県内大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則オンライン授業とし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避していただく。 ○ 休業要請・営業時間短縮要請に応じていない飲食店等への出入りや、大人数での行動・バーベキューや友人宅等での飲酒を自粛するよう学生に徹底していただく。
(2) 県立看護大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和3年5月に「沖縄県立看護大学新型コロナウイルス感染症拡大防止の活動指針」を策定した。 県の警戒レベルが第4段階であり、同指針により最高レベルの取組を実施している。以下主な取組。 1 構内立ち入り制限の基本方針 原則、入構禁止 2 教育活動について 授業等については、原則として遠隔授業。但し、演習など対面でないと困難な授業については対面での講義は可。演習、実習については、準備が整い次第、順次遠隔授業に移行する。 学外活動については、全面禁止。学生の課外活動については、全面禁止。但し、オンラインを活用し、対面とならない場合は可。 3 研究活動について 教職員については、原則、研究を停止。感染拡大防止措置を講じた上で、継続を必要とし、安全が確認された場合に限り研究を実施。 4 大学運営について 業務については、在宅勤務等を活用した勤務態勢を実施。会議は原則遠隔実施、但し、必要時に大学運営等の会議を対面可。
(3) 県立芸術大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。
(4) 県立農業大学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育活動については、感染防止対策を徹底するとともに、原則として以下の対応を予定 <ul style="list-style-type: none"> a 講義についてはレポート形式またはオンライン形式で実施し、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室を活用した授業の実施により密を回避する。 b 実習については、分散形式で実施する。 ○ 課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会などについて、学生等への注意喚起を行う。

3. 高専、私立学校等	
(1)私立幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立幼稚園においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 地域で感染が拡大した場合には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者への預かり保育の提供を依頼する。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。
(2)私立小中高	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。
(3)専修学校・各種学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。 ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 懇親会や飲み会などについて、県民への要請を踏まえ学生等への注意喚起を要請する。
(4)職業能力開発校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業能力開発校においては、令和3年6月21日(月)から臨時休校を解除し、感染防止対策を徹底した上で訓練を再開する。地域の感染状況によっては、オンライン訓練の活用や訓練時限数の短縮により訓練を継続する。 ○ 民間教育訓練施設等への委託訓練においても原則同様とする。 ○ 訓練生等に対し、懇親会や飲み会、不要不急の外出自粛を要請する。
(5)消防学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防学校においては、感染防止対策を徹底した上で、教育訓練を実施する。 ○ 教育訓練、寮生活における感染防止対策の徹底と、懇親会などについて、学生等への注意喚起を行う。 ○ 体調不良等の学生について、リモート授業等を実施し、卒業に必要な履修時間を確保する。 ○ 外泊時においても感染防止を徹底し、不要不急の外出を控えるよう指導する。
4. 社会福祉施設	
(1)高齢者・障害者施設等	
①高齢者・障害者施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 休業する場合等は利用者に必要なサービスが提供されるよう居宅介護支援事業所等と連携した適切なサービスの提供確保を要請する。
②通所・短期入所サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
③通所・短期入所事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請する。

④訪問サービス利用者	○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
⑤訪問系事業所・居宅介護支援事業所	○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請する。
⑥面会	○ 原則、中止を要請。
(2)保育所・放課後児童クラブ	○ 市町村に対し、引き続き保育の提供を継続するとともに、感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育の協力依頼、又は臨時休園等の対応を検討するよう依頼する。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。
5. その他の公共的施設	
(1)社会教育施設	
①県立図書館	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする ○ 電子書籍の閲覧、来館を伴わない資料の照会・複写、障がい者等への資料郵送サービス等は継続し、休館期間中は、図書資料宅配サービス(利用者費用負担)を実施する
②青少年の家	○ 5月23日(日)から当面の間、休止する。 ○ ただし、既に予約している利用に関し活動人数、活動方法など感染対策が十分に行えるものに限り、地域の感染状況に踏まえた上で利用者の受け入れを検討する。
③埋蔵文化財センター	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休所とする。
④地域環境センター	○5月23日(日)から当面の間、原則休館とする。 ○出前講座を停止(ただし、オンラインによる講座は実施)
⑤博物館・美術館	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。 ○ 県及び指定管理者の常設展・企画展等は中止する。
⑥沖縄空手会館	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。
⑦沖縄県平和祈念資料館	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休業とする。
⑧公文書館	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○ 来館を伴わない所蔵資料に関する問合せ、郵送等による複写申請の受付及び資料提供サービス等は継続する。

(2)国営・県営公園	
①県立県民の森	○ 5月23日(日)から当面の間キャンプ場等の有料施設利用や備品貸出を中止するとともに、建物施設を閉鎖する。
②奥武山総合運動場	○ 5月23日(日)から当面の間、施設の利用を停止する。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。 ○ 水泳(飛込等)や弓道、ライフル射撃など競技の特殊性により施設が限られる競技の練習については、8月までに開催される国体等の大会等に出場する場合に限り、時間・人数を制限して認める場合がある。
③美ら海水族館	○ 5月23日(日)から当面の間、美ら海水族館及び周辺施設を含む県管理区域を閉鎖する。
④首里城公園	○ 5月23日(日)から当面の間、首里城有料区域並びに県営首里城公園首里杜館及び地下駐車場を閉鎖する。
⑤県営8公園施設	○ 5月23日(日)から当面の間、陸上競技場、プール等、条例で定められている有料施設については原則閉鎖とする。 ○ 規模や場所に関わらず全てのイベントは、延期または中止を要請する(無観客又はオンライン配信を除く)。
⑥市町村営公園	○ 県の対応について参考送付し、県公園と同様の対応を要請する。
⑦平和創造の森公園	○ 5月23日(日)から当面の間、有料施設利用や備品貸出を中止する。
(3)その他	
①沖縄コンベンションセンター	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。
②万国津梁館	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。
③沖縄県総合福祉センター	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休業とする。
④沖縄県男女共同参画センター	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休業とする。
⑤運転免許センター関連	○ 運転免許センター、中部分校、北部分校、宮古分校、八重山分校においては講習室の分散、定期的な換気、必要な場合は入場制限を行うなどの感染防止対策を徹底するとともに、体調不良や風邪症状のある方の来庁自粛を広く呼びかけながら業務を継続する。